申請をされる方へ

以下の場合は委任状が必要です

■代理人が申請する場合

■世帯が違う方の住民票を申請する場合

■直系の親族ではない方が、各種戸籍証明を申請する場合

■本人以外の身分証明書を申請する場合

※身分証明書は本人しか請求できません。ご家族の方でも委任状が必要です。

【注意事項】

・委任状は委任する方が全て記入してください。不備があると証明書を交付できない場合があります。

・偽り、その他不正な手段により交付を受けたときは、過料に処せられます。

・プライバシーの侵害等につながるような不当な請求には応じられません。

・窓口に来る方は、本人確認書類（運転免許証等）を持参してください。

・代筆の場合は、代筆者等を記入してください。

【第三者請求に係る注意事項】

第三者請求をする場合、以下の事項を明らかにしなければいけません（戸籍法第10条の2第1項各号）

■申請者が明らかにする必要がある事項

・自己の権利を行使し、または自己の義務を履行するために証明を必要とする場合

⇒　権利または義務の発生原因とその内容、証明を必要とする理由（疎明資料）をお示しください

・国または地方公共団体の機関に提出する必要がある場合

⇒　提出すべき国または地方公共団体の機関、証明を必要とする理由（疎明資料）をお示しください

・上記以外に戸籍の記載事項を利用する正当な理由がある場合

⇒　利用の目的および方法、その利用を必要とする理由（疎明資料）をお示しください

戸籍に記載された者のプライバシー保護などの観点から、請求者の本人確認書類の他に疎明資料が必要になる場合があります。また、基本的人権を尊重し、プライバシーを侵害する事なきよう、取扱いには十分注意するとともに、申請理由以外に使用しない事を誓約していただきます。

※疎明資料の例

例①　債務者死亡に係り債権業者が、債務者の相続人特定のために請求

⇒　契約書の写し、死亡記載のある住民票の除票等

例②　相続手続に係り相続人となった方が、兄弟姉妹の戸籍謄本を請求

⇒　被相続人・相続手続き内容・提出先を申請書に記載、自身との関係性の分かる戸籍等

※請求理由、疎明資料によっては、交付できない場合があります。

※請求理由等が不明瞭な場合は、追加で資料の提出を求める場合があります。

委　任　状

私は次の者を代理人と定め、下記の証明書の交付請求に関する権限を委任します。

委任者 (頼む人)	住　所			
	氏　名 ※代筆の場合は 下記へ記入してください。		生年月日	明・大・昭・平 年　月　日
	電話番号	(　　)　　－　　※日中連絡がとれるところ		
	本　籍 ※戸籍に関する証明を申請するとき	身延町	筆頭者	
代理人 (窓口に来る人)	住　所			
	氏　名		委任者との関係	

住民票の請求		
	☐ 住民票抄本（個人）	通
	☐ 住民票謄本（世帯全員）	通
	☐ 住民票除票	通
	※必ず記入してください※ 住民票の写しに本籍等をのせますか ・世帯主名・世帯主との続柄の表示(☐あり　☐なし) ・本籍・筆頭者の表示　(☐あり　☐なし) ※記入が無い場合、省略した住民票を交付します。	
	☐ その他（　　）	通

戸籍の請求		
	☐ 戸籍謄本（全部事項証明）	通
	☐ 戸籍抄本（個人事項証明）	通
	☐ 除籍（謄本・抄本）	通
	☐ 原戸籍（謄本・抄本）	通
	☐ 戸籍の附票（謄本・抄本）	通
	本籍・筆頭者の表示（☐あり　☐なし） ※記入が無い場合、省略した附票を交付します。	
	☐ 身分証明書	通
	☐ その他（　　）	通

備　考 ※相続等に使用する戸籍を委任する場合、必要な事項を具体的に記入してください（例：誰の出生から死亡まで等）

代筆の場合は下記も記入して下さい

【注意事項】

委任状の代筆は、「委任者本人が委任の意思表示はできるが、障害や負傷、疾病などのやむを得ない事情により文字を書くことができない場合」に限ります。

委任者が遠方に出張中である、病気等により委任の意思が不明確である等の理由では**代筆が認められません**。

委任者＿＿＿＿＿＿＿＿が筆記できないので、

私　＿＿＿＿＿＿＿＿が代筆し、委任者に読み聞かせました。

令和　　年　　月　　日

代筆者住所＿＿＿＿＿＿＿＿

代筆者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿

委任者との関係＿＿＿＿＿＿＿＿